

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p><u>Ⅲ－２－１５ 長期に亘り業務を休止した場合等の監督上の対応について</u></p> <p><u>(1) 金融商品取引業者が金融商品取引業を行うことができることとなった日から三月以内に業務（金融商品取引業者が二以上の種別の業務を行う場合は、その行ういずれか一の業務であっても対象となる。Ⅲ－２－１５において同じ。）を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときに該当するおそれがあると認められる場合は、当該金融商品取引業者の事業の実態を踏まえつつ、当該金融商品取引業者に対して、その正当性について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、速やかに理由を把握することとする。</u></p> <p><u>(2) 上記の検証の結果、例えば、以下のような状況が認められた場合は、「正当な理由がない」と考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。</u></p> <p><u>① 業務の開始又は再開するための事業計画等が合理的な根拠に基づいて作成されておらず、その見通しが立たないと認められる場合</u></p> | <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>② <u>引き続き三月以上業務を休止することにより、投資者に不測の損害が及ぶおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(3) <u>金融商品取引業者が正当な理由もなく業務を開始せず又は休止したと認められた場合には、金商法第 50 条第 1 項第 1 号の規定に基づく業務の休止に係る届出又は第 50 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく業務の廃止に係る届出（金融商品取引業者が二以上の種別の業務を行う場合におけるその行ういずれか一の業務の廃止については、第 31 条第 4 項の規定に基づく変更登録）の遡及、第 51 条の規定に基づく業務改善命令の発出を含め、必要な対応を行うものとする。更に、業務の開始又は再開が見込まれないことが明らかな場合等業務を開始せず又は休止することに正当な理由がなく、その改善も期待できない場合には金商法第 52 条の規定に基づく業務停止命令等の発出又は第 54 条の規定に基づく登録取消しの発出等の対応も検討するものとする。</u></p> | |
| <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－3 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－3－2 届出</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>買収等による株主構成の重要な変更等</u></p> | <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－3 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－3－2 届出</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>金融商品取引業者その他の者からの届出又は報告等により、金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（（４）において「持株会社」という。）の買収等に伴い、当該金融商品取引業者若しくは持株会社の株主構成に重要な変更等が生じ、又は生じるおそれがあることを知った場合であって、当該金融商品取引業者若しくは持株会社の役員や重要な使用人の構成、事業内容、経営方針又は事業の決定方法等に重要な変更が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、当該金融商品取引業者又は持株会社の事業の実態を踏まえつつ、深度あるヒアリングや、必要に応じて、金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めること等を通じて、事業の内容や業務執行体制等の変更の有無を把握し、業務を適切に遂行するための人的構成や体制が引き続き整備されているかについて登録審査と同様に検証することとする。</u></p> <p><u>検証の結果、業務執行体制を含む適切な体制の確保等を図る必要があると認められる場合には、当該体制の確保に要する期間を勘案した一定の期限を付した上で、必要に応じて、金商法第 50 条第 1 項第 1 号の規定に基づく業務の休止に係る届出の恣憑や、体制整備を目的とした第 51 条の規定に基づく業務改善命令又は第 52 条の規定に基づく業務の全部又は一部停止命令を発出する等の対応を行う。</u></p> | |
| <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> | <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）、Ⅲ－２－９並びにⅢ－２－１５を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（６）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）、（２）及び（４）、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－５（Ⅳ－３－５－４を除く。）、Ⅳ－３－６、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅴ－２－５、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> | <p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（６）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）、（２）及び（４）、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－５（Ⅳ－３－５－４を除く。）、Ⅳ－３－６、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅴ－２－５、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> |
| <p>Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>Ⅷ－２ 諸手続（登録金融機関）</p> <p>Ⅷ－２－２ 承認及び届出等</p> | <p>Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>Ⅷ－２ 諸手続（登録金融機関）</p> <p>Ⅷ－２－２ 承認及び届出等</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>Ⅲ－３－２（Ⅲ－３－２（４）を除く。）及びⅣ－４－２－４、Ⅳ－４－３並びにⅥ－３－２（Ⅵ－３－２－３（１）②・（２）⑥ホ・（２）⑧ロを除く。）に準ずるに準ずるものとする。</p> | <p>Ⅲ－３－２及びⅣ－４－２－４、Ⅳ－４－３並びにⅥ－３－２（Ⅵ－３－２－３（１）②・（２）⑥ホ・（２）⑧ロを除く。）に準ずるに準ずるものとする。</p> |
| <p>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII－２ 業務の適切性（証券金融会社）</p> <p>証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－１、Ⅲ－２－３－３、Ⅲ－２－３－４、Ⅲ－２－４（２）①及び②並びにⅢ－２－１５を除く。）、Ⅳ－３－１－６及びⅣ－３－１－７に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第３条の５第１項に規定する事業報告書「３ 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> | <p>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII－２ 業務の適切性（証券金融会社）</p> <p>証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－１、Ⅲ－２－３－３、Ⅲ－２－３－４、Ⅲ－２－４（２）①及び②を除く。）、Ⅳ－３－１－６及びⅣ－３－１－７に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第３条の５第１項に規定する事業報告書「３ 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> |